

足利市子ども家庭総合支援拠点の設置・運営について

健康福祉部 児童家庭課

20-2251

1 趣旨

平成28(2016)年3月に成立した「児童福祉法の一部を改正する法律」において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないとされました。

本市はこれを受け、増加傾向にある児童虐待相談等に適切に対応するため、令和2(2020)年4月1日から「足利市子ども家庭総合支援拠点」を児童家庭課に設置して、児童虐待防止の体制強化をしていくため報告するものです。

2 足利市子ども家庭総合支援拠点の概要

子ども家庭総合支援拠点の運営を行うため、厚生労働省の設置運営要綱において定められている、下記の専門職員を配置し各種業務を行います。子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、令和2年度から専門職(保健師)1名の増員を行い、体制を強化しました。

なお本市は、栃木県内において、矢板市、宇都宮市に続き、3番目の支援拠点設置市となります。

- (1)「子ども家庭支援員」(3名体制)…児童家庭課の保健師1名及び家庭相談員2名が兼務し業務を行います。

【主な職務】

- ア 実情の把握
- イ 相談対応
- ウ 総合調整

エ 調査、支援及び指導

オ 他関係機関との連携

(2)「虐待対応専門員」(3名体制)…児童家庭課の社会福祉士1名、保健師1名及び家庭相談員1名が兼務し業務を行います。

【主な職務】

ア 虐待相談

イ 虐待が認められる家庭等への支援

ウ 児童相談所、保健所、市保健センターなど関係機関との連携及び調整